

1 物件の確認

- お申込み前に必ず現地をよくご確認ください。
- 土地(保留地)は現状でお引渡しします。
- ご案内を希望される場合は、TX八潮駅西宅地販売センターにご連絡ください。

2 電話申込み

●TX八潮駅西宅地販売センター
フリーダイヤル 0120-84-2441
営業時間〈電話対応〉午前10時～午後5時(土・日・祝 定休)

- 先着順販売区画は、常時、先着順で受付しているため、ご希望の区画がお申込み済となっている場合がありますので、ご了承ください。
- 電話申込から7日以内に申込書類を提出してください。
- ※7日以内に提出がない場合、保留地売買契約を締結する意思がないものと判断し、お客様の電話によるお申込がなかったものとして処理させていただきます。

3 申込書類の提出

●申込書類の提出先
埼玉県八潮新都市建設事務所
〒340-0812
埼玉県八潮市中馬場52番地2
TEL 048-998-4545
午前9時～午後5時(土・日・祝 定休)

- 申込資格：個人又は法人で、建築物の建築の用に供する目的で取得する者。
- 申込書類
(1)個人の場合
①保留地買受け申込書(必要事項を記入し、印鑑登録印を押印)
②印鑑証明書
③納税証明書(個人都道府県民税)
④納税証明書(個人事業税) ※個人事業税がある方のみ
(2)法人の場合
①保留地買受け申込書(必要事項を記入し、印鑑登録印を押印)
②印鑑証明書
③履歴事項全部証明書
④納税証明書(法人事業税・法人都道府県民税)

4 申込者の資格確認

- 申込者には、資格確認を行いますので、別途、必要書類を提出していただく場合があります。

5 保留地処分決定通知書等の送付

- 埼玉県より、下記書類を送付します。
(1)保留地処分決定通知書 (2)納入通知書兼領収書
- 処分決定通知日の翌日から15日以内に土地(保留地)売買契約を締結していただきます。

6 契約保証金の納付

- 「納入通知書兼領収書」により、記載された契約保証金を土地(保留地)売買契約日前日までに納付し、埼玉県八潮新都市建設事務所へ領収書の写しを送付(FAX可)してください。
- ※契約保証金は、契約金額(土地(保留地)販売価格)に1/100を乗じ、1,000円未満を切り上げた額です。

7 土地(保留地)売買契約締結

- 処分決定通知日の翌日から15日以内に土地(保留地)売買契約を締結していただきます。
- ご持参いただく書類
(1)保留地処分決定通知書
(2)納入通知書兼領収書(金融機関の領収印があるもの)
(3)収入印紙
(4)印鑑登録印(保留地買受け申請書に押印したものと同一印)

8 土地(保留地)売買契約書等の送付

- 埼玉県より、下記書類を送付します。
(1)土地(保留地)売買契約締結時にお預かりした契約者分の「土地(保留地)売買契約書」
(2)契約代金の記載された「納入通知書兼領収書」
- ※契約代金は、契約金額(土地(保留地)販売価格)から契約保証金額を除いた額となります。

9 契約代金の支払い

- 「納入通知書兼領収書」により、記載された契約代金を土地(保留地)売買契約締結日から60日以内に納付してください。

10 土地(保留地)の引渡し

- 埼玉県は、契約代金を受領した後に、直ちに「保留地引渡し通知書」を交付します。
- 「保留地引渡し通知書」の交付をもって、土地(保留地)を現状で引渡したものとします。

11 所有権移転登記

- 土地区画整理事業換地処分公告(令和7年3月以降の予定)後、埼玉県が所轄法務局に囑託して行います。
- 所有権移転登記に要する費用(登録免許税)は契約者の負担となります。